

シルバー保険について (傷害保険・賠償責任保険)

請負、委任契約での会員の就業は、雇用関係ではないため労災保険の適用がありません。

そのため、センターでは会員が就業中（往復途上中を含みます）に傷害を被った場合の傷害保険と、就業中に他人の身体・財物に損害を与えた場合の賠償責任保険を契約しています。

傷害保険

内容	保険金額	支払条件
死亡保険金	900万円	事故の日から180日以内に死亡した場合
後遺障害保険金	36万円～900万円	事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合
入院保険金	日額4,500円	180日が限度（事故日から180日以内の入院が対象）
通院保険金	日額3,000円	90日が限度（事故日から180日以内の通院が対象）
手術保険金	4,500円×所定倍率	所定倍率 入院中の手術：10倍 入院中以外の手術：5倍

賠償責任保険

補償の対象	内容（主なもの）	支払限度額	免責金額
・施設管理に起因する事故 ・業務遂行に起因する事故 ・仕事の結果に起因する事故	身体賠償・財物賠償	身体：1名1億円　1事故5億円 財物：1事故5,000万円	なし
	管理財物賠償（注1）	1事故5,000万円	なし
	受託財物賠償（注2）	1事故2,000万円	なし
	初期対応費用（注3）	1事故1,000万円	なし
	訴訟対応費用（注4）	1事故1,000万円	なし

注1：業務のために管理している財物（管理下にある財物）に対する賠償

注2：業務のために他人から預かった財物に対する賠償

注3：事故発生の際、事故現場の保存や取片付け等のために要した費用

注4：提起された訴訟に対応するために要した費用（事故原因調査費用、鑑定書作成費用など）